

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

201-2  
04/1/15

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

### 軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security  
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号  
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org  
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

一年前、私たちは世界を覆う戦争の影の前で、祈るような気持ちで新しい年を迎えていた。そして今年も、ついに止めることができなかった、今も続いている戦争の現場に自衛隊が送られようとしている。1月1日に小泉首相は靖国神社に参拝した。その足音は、まるで、安心して死んで来なさい、ここに祀ってあげるから、という不気味なささやきのように聞こえた。友人からの年賀状に目立つのは「おめでと」と素直にいえぬ気持ちだ、というものだ。

イラク派兵は「終点」ではない。国民保護法制と米軍支援法制による「有事法制」の完成、「防衛計画の大綱」見直し、そしてミサイル防衛計画の本格着手...私たちの宝である平和憲法と反対の側にこの国を引きずり込もうという人々は、今年も沢山の「たくらみ」を用意している。

しかし、私は希望を捨てない。去年の晩

冬、世界の街頭を埋めた反戦デモの波、国連の公開協議を席卷した平和を求める声、そして、そのような動きの一端に連なることに喜びを感じていた自分が、今もたしかにここにいるからだ。

ピースデポのホームページを見た人は知っているだろう。そこには米国の文化人類学者、マーガレット・ミードの次のような言葉がある。「小グループの思慮深く献身的な市民が世界を変えることができる。実際、そのような者だけが世界を変えるのである。」私は今あらためてこの言葉をかみ締めている。まさに、そのような小さなグループのひとつにかかわれることを、幸せに思う。

だから、敢えていいたい。「新年おめでとう。ことしもよく生きられたらいいね。」

今年も、この月2回の小さなニュースに、希望の種をたくさんつめてとどけていくつもりです。どうぞ、大事に育ててください。

今年も希望の種を  
とどけます。  
田巻一彦

#### 2004年核軍縮関連カレンダー

##### ジュネーブ軍縮会議 (CD)

1月19日 - 3月26日 第一会期  
5月10日 - 6月25日 第二会期  
7月26日 - 9月10日 第三会期

##### 国連軍縮委員会 (UNDC)

4月5日 - 23日 ニューヨーク

##### NPT(核不拡散条約)再検討会議準備委員会

4月26日 - 5月7日 ニューヨーク

##### 第11回ARF(ASEAN地域フォーラム)

6月末 ジャカルタ

##### 第59回国連総会

9月14日開会 ニューヨーク

##### CTBT(包括的核実験禁止条約)発効促進会議

9月 ウィーン

#### 今号の内容

ミサイル防衛は専守防衛か  
イラク派兵  
自衛官の法的地位  
小型核—国会討議  
「ピキニ」50周年  
—マーシャルはいま

国連総会決議  
米政府、小型核研究解禁

ピースデポ総会・記念イベント 12ページ

# ミサイル防衛は 専守防衛か

- - 問われるトータル・ビジョン

昨年12月19日、政府は弾道ミサイル防衛システムの導入を決定した。この大規模システムの導入決定は、日本の将来の安保政策全体に関わる問題である。その中には、重要な原理的問題と重要な現実的問題が絡み合って含まれている。(1) 協調的安保の観点、(2) 技術・費用の観点、(3) 米戦略の観点、などである。筆者の立場は、結論として「ノー」であるが、しっかりとしたビジョンに基づいて、原理的かつ現実的に議論することが問われている。今回は、東北アジア地域の協調的安全保障との関係において、ミサイル防衛が現状では専守防衛政策に合致しないことを明らかにする。

ミサイル防衛システムの配備決定に際して、検討されるべき主要な観点には、大別して、次の三点がある。

- 1 東北アジア地域の協調的安全保障のビジョンを進めるのに貢献するか。
- 2 ミサイル防衛は、技術、費用からみて意味のある防衛手段なのか。
- 3 長期的な米戦略、宇宙の兵器化の観点からみて正しい選択なのか。

今回は、この第一の観点から論じる。他の観点については、引き続いて本誌で論じてゆく。

## 防御的兵器と攻撃的兵器

日本の弾道ミサイル防衛システム(BMD)の導入は、「周辺諸国に脅威を与えるものではなく、(東アジア)地域の安定に悪影響を与えるものではない」(内閣官房長官

### 資料1

#### 弾道ミサイル防衛システムの整備等について(抜粋)

平成15年12月19日  
安全保障会議決定  
閣議決定

(弾道ミサイル防衛システムの整備について)

1 弾道ミサイル防衛(BMD)については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画(平成13年度～平成17年度)」(平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」といふ)において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずることとされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地对空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国の防衛

政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

(我が国の防衛力の見直し)

2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態(以下「新たな脅威等」といふ。)への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ迅速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まえれば、防衛力全般について見直しが必要な状況が生じている。

(略)

(4) 将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が国周辺地域の状況等を考慮し、

ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる体制の整備を図る一方、戦車及び火炮等の在り方につ

いて見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

(経費の取り扱い)

3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、上記2に基づく自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定し、その総額の限度を定めることとする。(以下略)

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2003/1219seibi.html>

談話、資料2)という。「専守防衛」の兵器だから、というのがその論拠である。

日本政府が1998年にテポドン・ショックを利用して、弾道ミサイル防衛(BMD)に関する日米共同技術研究に着手したときにも、内閣官房長官談話(98年12月25日)はBMDが「純粋に防御的なシステムであることを強調した。

BMDの原理に関しては、ピースデポの本「ミサイル防衛 - 大いなる幻想」に、筆者が入門的解説の章を書いたので、それを参照していただきたい。確かに、一見、それは防御システムであると言える。

今回の閣議決定も、BMDシステムは「純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とするわが国の防衛政策にふさわしいものである」と述べている(資料1)。

しかし、兵器に「純粋に防御的な兵器」が存在するかのようには述べるのは国民を欺こうとするものである。安全保障論のイロハとして、攻撃的兵器と防御的兵器の区別はほとんど意味をなさない。ピースデポでは、最近、国連が作成した報告書「防衛的安全保障の概念と政策に関する研究」(1993年、A/47/394、以下「UN報告」と略記)を詳細に検討している。その冒頭で、当時のブット・ガリ国連事務総長は「攻撃的兵器システムと防御的兵器システムを区別することの、不可能とは言わないまでも、困難さ」を指摘している。報告書の中味においても、この議論を裏づける詳しい考察がなされている。

矛(ほこ)は攻撃、盾(たて)は防御という古典的な矛と盾の例を考えてみても、敵の矛を盾で跳ね返してから、盾で相手の脳天を砕く事ができる。また、最新兵器の例を引くならば、近年、ハイテクUAV(無人機)による偵察・

監視がはやりである。その高速化の追求が誘導ミサイルによる偵察・監視に発展する可能性が十分にある。ミサイル防衛システムは、そのまま、このような高速UAVを撃ち落とす攻撃兵器として使うことができる。

防衛兵器そのものが攻撃兵器になりうるだけではない。例えば矛と盾の場合において、味方が矛の部隊と盾の部隊を配置し、盾の部隊で敵の矛を消耗させた後、味方の矛で襲いかかるとすれば、盾の部隊は、全体として「攻撃兵器」の体系の一部である。日本のミサイル防衛の場合、DPRK(北朝鮮)や中国の弾道ミサイルを撃ち落とすことによって、日本や公海に配備した米軍の圧倒的攻撃優位を維持することができる。DPRKや中国にとっては、BMDを攻撃力の一部と見なさざるをえない、ということになる。

UN報告が、次のように述べているのは当然の結論であろう。「兵器が攻撃的性格であるか防衛的性格であるかは、その兵器の本来の性質と同じくらいに、用いられる文脈全体に関わっている。(134節)

## 「専守防衛」とは何か

つまりBMDは文脈によって防衛的にも攻撃的にもなりうる。そこで登場するのが、専守防衛政策の文脈である。日本の「専守防衛政策」の文脈を考えたときに、BMDが本当に防衛的か、である。

すでに述べたように、12月19日の閣議決定でも官房長官談話は、BMDが日本の専守防衛政策にふさわしいことが、政府の配備決定の主要な理由として述べた。

民主党もまた、「MDは専守防衛の精神に合致する性

### 資料2 内閣官房長官談話(全文)

平成15年12月19日

1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定いたしました。本決定は弾道ミサイル防衛(BMD)システムの導入の考え方を明らかにするとともに、BMDシステムの導入や新たな安全保障環境を踏まえた我が国の防衛力の見直しの方向性を示すものであります。政府としては、本決定に基づき、平成16年末までに新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定することとしております。

2 政府は、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進展している状況の下、BMDシステムについて、近年関連技術が飛躍的に進歩し、我が国としても技術的に実現可能性が高いと判断し、また、BMDが専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることを踏まえ、我が国としてイージスBMDシステムとペトリオットPAC-3による多層防衛システムを整備することとしました。

3 BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自のシミュレーションによっても確認されています。したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に達しているものと判断されます。

4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えてお

ります。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。

5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。

6 BMDシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得るよう法的措置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。

7 現在実施中の日米共同技術研究は、今回導入されるシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すためには引き続き推進することが重要です。なお、その将来的な開発・配備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う考えです。

8 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも技術面や運用面等において一層の協力をを行い、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/koizumi/2003/1219danwa.html>

格のもの」であるとして、条件つきながら、専守防衛の観点から配備決定を容認する談話を発表した(資料4)。また、政権構想マニフェストでは、十分な安全保障のビジョンを描かないまま、BMDについて「その必要性を踏まえ、費用対効果など総合的観点から検討をすすめます」と、「必要性」の前提を敷いてしまった(資料3)。

専守防衛の観点から、BMD配備を議論するとき、もっ

### 資料3 民主党マニフェスト(2003年10月20日)におけるミサイル防衛に関する部分

5-3-[7] 国民を守ることができる防衛力整備への転換を図ります。

平成17年中に新しい防衛構想を策定して、ミサイルの脅威やテロなど多様な危機に柔軟に対応できるようにします。新しい防衛構想では、陸上自衛隊の削減、テロなどに対処する特殊部隊導入強化、予備自衛官の拡充、機甲師団の廃止、戦車、火砲の20%縮減、陸海空3自衛隊の統合運用強化、軍事技術のハイテク化・IT化、ミサイル防衛力の向上などを5年以内に実現することをめざします。また、弾道ミサイル防衛については、その必要性を踏まえ、費用対効果など総合的観点から検討をすすめます。これらに必要な予算は約5000億円となりますが、従来の防衛予算の中での振替で対応します。

とも重要なのは「専守防衛」をどう理解しているかを説明することである。兵器システムそのものに攻撃、防衛の区別をすることが困難であり、その文脈こそ致命的な重要性を持つからである。この観点から言えば、12月19日の閣議決定がBMD導入を防衛計画の抜本的見直しと関連づけ、民主党マニフェストで「新しい防衛構想」の策定やその他の「総合的観点から」の検討と結びつけていることは、当然とはいえ、正しい認識である。つまり防衛政策全体の文脈を問題にしなければならないことが自覚されている。しかし、両方とも、その根本的考察の核心であるべき「専守防衛」の中味について、全く何も明らかにしていない。

まず第一に「専守防衛」は、安全保障に関わる軍事・

### 資料4 民主党談話(2003年12月19日)

#### 弾道ミサイル防衛の導入について

民主党ネクスト防衛庁長官 松本 剛明

本日、政府は「弾道ミサイル防衛(=MD)の導入を決定した。MDは専守防衛の精神に合致する性格のものであり、防衛措置として検討に着手するのは安全保障上の責務と考えられる。そのため民主党は、「その必要性を踏まえ、費用対効果など総合的観点から検討(政権公約/マニフェスト)をすすめることとしている。同時にMDは、我が国安全保障政策の方向性を大きく変える可能性があるものであるため、全体像の議論が不可欠であり、併せて技術的可能性、武器輸出三原則や集团的自衛権との関係、周辺諸国の理解などの点について検討されなければならない。

しかし、政府からはそのような問題意識、対外説明努力などが伝わってこない。政府は、十分に説明責任を果たしていくべきである。

外交の包括的な姿勢を示す概念でなければならない。前述したUN報告は、「防衛的安全保障(DS)」という用語を使っているが、次のように述べている。

『防衛的安全保障』の概念は、次のような認識に基盤を置いている。つまり『防衛的安全保障』の達成は、各国家が外部の軍事的脅威から安全であると感じることができるよう国家間関係を転換することを通して、国際的平和と安全に対する脅威を除去するのに必要な政治的、軍事的条件を創造するか否かにかかっているという認識である。(98節)

このように、「防衛的安全保障」という考え方は、単に一国家で完結するものではなくて、国家の安全保障は関係国家の相互関係のなかに置かれている、つまり「共通の安全保障」の追求と密接に関係していることを示している。国連憲章の中には明示的に「共通の安全保障」という概念は語られていない。国連憲章について大国の勝手な解釈がまかり通る原因の一つがこの不十分さにあると言えるが、しかし国連憲章の精神を基盤にして、この弱点を克服する努力が必要であろう。UN報告は、「共通の安全保障」は国連憲章に描かれている原理から導かれるものであると指摘している。

私流に言えば、国連が「国際的平和と安全の維持」「脅威の防止と除去」を目的とし(第1条1項)、加盟国はこの恩恵を受ける権利を有しており(第2条2項)、すべての国の主権は平等であり(第2条1項)、紛争の解決は「平和的手段」によるべきものであり(第2条3項)、「武力による威嚇又は武力の行使」は慎まなければならない(第2条4項)という国連の原則を考えるならば、国連憲章の命じる安全保障は「自ずと」共通の安全保障を指し示していると言わなければならない。

つまり専守防衛は地域的な共通の安全保障の追求と軌を一にして追求されるべきものである。

日本のミサイル防衛システムの配備によって東北アジアの地域安全保障は前進するのだろうか。中国が警戒し、DPRKが非難する現状において、配備決定は明らかに地域安全保障環境の悪化をもたらしている。相手の誤解による環境の悪化であり、理解を深めることによって改善されるという見方があるようである。「透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていく(官房長官談話)」「周辺諸国の理解」を検討課題とする(民主党談話)などの文言が、それを示している。しかし、次の諸点を考えても、そのような期待は安易に過ぎると思われる。

## 専守防衛は軍縮を伴う

一つの国が防衛的な意図を持った政策が他方の国には攻撃的な意図と受け取られるような国際関係は、残念ながら今日の世界では、珍しいことではない。だからこそ、専守防衛という言葉には裏づけとなる安保政策の基本と具体の全体が問われる。UN報告は、前述した共通の安全保障の考え方は必然的に次の二つの結論に導かれる、としている(99節)。

(a) 軍事的優位の追求は、安全の保証にはならず、また

5ページ下部へつづく◆

# イラク派兵

## 自衛隊と自衛官の法的地位はどうなるのか

### 連合軍暫定当局 (CPA) 「命令第17号」

「連合軍暫定当局 (CPA) は、イラク国民の自治による統治機関が成立するまでの暫定的統治機構として、「決議1483を含む関連する国連決議、戦時法及び戦時慣習法の下で、行政、立法及び法管轄の全権を有し」ている (CPA規則第1号 / 2003年5月16日) この権限は、2003年5月22日の安保理決議1483によって、米英が占領国としての義務の履行を約束することと引き換えに手にしたものである。CPAのウェブサイト (<http://www.cpa-iraq.org/>) にはこれまでに発布された「規則」、「命令」及び「覚書」が掲載されている。これら公布文書はイラクの現行国内法に優先する。

公布文書の中に「連合軍、外国連絡代表部及びこれらの人員並びに契約者の地位」と題された「命令第17号」がある。同命令の主文の訳を【資料1】に示した。ここでは、「連合軍及び連合軍の軍人及び文民、外国連絡代表部」に加えて、連合軍や連合軍と契約関係にある事業者、さらには下請け契約者にまで「イラク国内法の手続きを免除する」という包括的な特権が与えられている。免除特権には「公務中」の条件はない。(契約者と下請け契約者は、連合軍などとの契約履行に関連する行為のみ

#### ◆◀ 4ページからつづく

共通の安全保障の考え方と両立しない。

(b) 軍備の削減が追求されなければならない。それによって信頼と安定の前提が作られる。

つまり、防衛政策における極めて抑制した控え目な姿勢と軍備削減の意思を相手に与え続けていることが、専守防衛の政策的な証と言え、日本の場合、日米安保体制を含めた安保政策の全体において、これらが要求されることは言うまでもない。

日本が、推定200基を超える米国の巡航ミサイル・トマホークの基地となっていることは、私たちが駆逐艦ファイブに関する情報公開文書を例として立証した(本誌196号参照)通りである。この状況における日本のMD配備は、軍事的優位の確保を意味する。また、現在、日本が近隣諸国に与えている主要なメッセージは、国際法を無視した米英のイラク戦争をいち早く支持し、自衛隊を占領

1月9日、石破防衛庁長官は「イラク特措法」に基づき陸上自衛隊先遣隊(約30人)と航空自衛隊本隊(約150名)に派遣命令を出した。昨年12月19日の航空自衛隊先遣隊(20~50人)の派遣に続くものである。自民党内部からさえ反対論が噴出する世論を無視し、自衛官と家族の不安を省みることせず、イラク派兵の歯車は回転をつづけている。自衛隊派兵をめぐる日本国内論議は、当然のことながら、憲法9条との関係を軸として展開している。

一方、派兵された自衛隊と自衛官がどのような法的地位におかれるのか、そして、そこに自衛官や派兵先の市民の人権と法の支配との関係におけるどのような問題が潜在しているのかということについては断片的にしか論じられていない。入手可能な二つの公文書を手がかりに、この問題を考える。

が、免除の対象になる)このように、CPAの法的地位は、占領国としての立場を背景にした、特権的で一方的な要素を多く含んでいる。その結果、市民が連合軍の過剰で無差別的な武力行使の巻き添えになっても、救済を受けられないまま放置されるケースが発生していると、国際的な人権NGOは指摘している。

### イラクにおける自衛隊 —CPAとの文書確認

1月14日の「読売新聞」が「政府筋」を取材源として、自衛隊員等に「命令第17号」を適用することを、すでに日本政府とCPAが文書で確認済みであると報じた。

ここには、重大な問題がはらまれている。なぜなら、政府は「占領への参加は交戦権の行使にあたるので憲法違反である」という批判をかわすために、「占領当局であるCPAの指揮下には入らない。一線を画して活動すると国会で何度も繰り返してきたからである。この公約を貫くためには、自衛隊は、「命令第17号」と形式的にも内容的にも異なるなんらかの取極めを、イラクの統治当局...それはCPAに他ならないのだが...を結ばなければならないはずである。「命令第17号」は、その前文で「国際法によれば、占領国は占領地の法律に従う義務がないことを想起」と言っている。つまり同命令は、あくまでも「占領国」

軍下のイラクに派兵することから発せられている。それは平和憲法下の抑制を次々と撤廃し、自衛隊のグローバルな展開を目指そうとする日本の軍事的積極性を示すメッセージである。

それに反して、軍縮意図は極めて弱くあいまいである。閣議決定(資料1)において、陸自(戦車、火砲)、海自(護衛艦、哨戒機)、空自(作戦用航空機)の削減が示唆されている(2節4)のは、個別には正しい方向を示していると言えるであろう。しかし、もっとも大切なのは、「共通の安全保障」や「軍備削減」に向かう政策の一貫性の下に個別政策が表明されることである。それがなければ、別の形による軍事的優位の追求と区別することが困難であり、地域の共通の安全保障への道が拓かれてゆかないであろう。(梅林宏道)

という国際法上の立場を前提としたものなのである。

自衛隊に同命令を適用するということは、政府の説明に反して、国際的には自衛隊が占領軍の一部と位置づけられることを意味する。報道された「確認文書」の入手・分析を含めて、引き続きフォローしていきたい。

## クウェートにおける自衛隊 - 交換公文の合意

昨年12月22日、樽井在クウェート大使とジャービル副首相兼外務大臣の間で、自衛隊の法的地位を定めた「交換公文」が交わされた。自衛隊に関して、初めて外国と締結された「地位協定（SOFA）」である。主文を【資料2】に示す。要点は次のとおりである。自衛隊の公務遂行中の行為に関してはクウェートの刑事、民事、行政裁判権を免除される（パラグラフ1） 公務遂行中の行為に起因する傷害、死亡、損失に関する請求権をどちらかの国が有するときには、損害を受けた国が請求権を行使できる（同5(a)）、請求権が第三者にある場合は、クウェートが解決、日本政府はクウェート政府に賠償する（同5(b)） 公務遂行中ではない行為に起因する傷害、死亡、損失などに対する第三者の賠償請求については、クウェートの法律に従ってクウェートが処理。日本政府は請求に対する判決の履行を支援する（同5(c)） 身分証明書は日本、クウェートの二種類が必要（同6） 自衛官は武器を携帯できる（同7） クウェートはいつでも自衛隊の撤退を要請することができる（同10）などである。

自衛隊はクウェートの裁判権を免除されるが、それは「公務中」に限ったものである。「公務中ではない行為」に関する刑事裁判権については、何も言及がないので、留保条件なしにクウェートの裁判権に服すると理解できる。このようにクウェートにおける自衛隊の特権は、イラクにおけるCPAとほぼ同様なものである。これはCPAがあくまでも占領国としての国際法的地位を背景にしているのに対して、日本はクウェートを占領しているわけではないという事情の相違によるものである。

ところで、この交換公文が、いかに「急ごしらえ」であることは、本来「外交官特権」を定めるものである「ウィーン条約」を、裁判権の免除のために援用しているところからもうかがうことができる。これは憲法との関係から、自衛隊に軍人としての地位を与えられないという制約の中で苦肉の策という意味もあると思われる。

## 自衛隊と自衛官を律する 国内法は？

イラクにおいてもクウェートにおいても、公務中の自衛隊及び自衛官の行為には日本の国内法が適用されるという事情には変わりがない。多くの国は、軍刑法を持っているが、日本にはないので、一般の刑法が適用されることになる。これとの関連で注目されるのが、自衛隊の「交戦規程」である。

今年1月1日の「東京新聞」によれば、交戦規程は非公

開の「部隊行動基準」といづ訓令」の形ですでに定められている。記事によればその要点は次のとおりだ。

武器については、極力使用しないのが大前提。使用する場合は自己や自己の管理下にある者を守るためにやむを得ない場合に限定し、刑法の「正当防衛、緊急避難」に該当する以外は、相手に危害を与えてはならない。

具体的には「使用前の手続き」と「使用の手続き」に分かれ、(1)銃を構える前に武器を使用せざるを得なくなることを口頭で警告(2)銃を構え、再び口頭で警告(3)空など相手がいない方向に威嚇射撃(4)相手の足元に威嚇射撃(5)足など致命傷を与えない部位に危害射撃(6)危険回避ののち、武器使用を停止 - の六段階の手順を経るよう義務づけている。

手順を必要としない例外的な危害射撃を四項目規定する。「事態が急迫して手順のいとまがないとき」をはじめ、「警告が相手の発砲を招く」「威嚇射撃しても発砲をやめない」「威嚇射撃によって周囲の自衛官が危険にさらされる」場合を挙げている。

注意すべきは、この「交戦規程」が遵守されたとしても、自衛官の対処が、国際法的には「過剰な反撃」や「無差別攻撃」とみなされ、刑事罰の対象となる状況が生まれる可能性は十分にありうることである。その意味で、「交戦規程」は、憲法9条との関係はもとより、自衛官の行動に対する法の支配を確固たるものとするためにも、公開の議論に付されるべきである。

戦場での活動経験がない自衛官は、極度の緊張と疑心暗鬼を抱えて現場に立つに違いない。そのような彼らが、意に反して非人道的行動をとってしまったときに、日本の国内法は、その行為をどのように裁き、あるいは擁護するのだろうか。政府は、自衛官の行為は、刑法の「国外犯」規定（第2条～第4条）によって裁かれると説明している。しかし、ここには二つの問題がある。一つは、違法性が疑われる行為の摘発と立件が、自衛隊に同行する警務隊という内部組織に委ねられていることである。法手続きが不透明になる可能性がある。第二には、仮に自衛官が起訴された場合であっても、日本の裁判所には軍事的行動を刑事事件として裁くことができるリソースが決定的に不足している。その結果、裁判は事実と状況を法に照らして公正に判断するよりも、むしろ、政治的色彩を帯びたり多くの公務員の「不祥事」のように「個人の犯罪」として扱われ、組織的・構造的な問題が隠蔽される心配がある。

日本が軍刑法を持たず、司法関係者に軍隊にかかわるノウハウや経験がないのは、平和憲法がそれを許さなかったからである。しかし、その歴史的財産が、今度は、自衛官を「政治的いけにえ」にするために利用されることがあってはならない。

本誌では、自衛官の人権が公正な法手続きの下に置かれるためにも、この問題を引き続きフォローしていく。ただ、このような心配を「どこし苦勞」にする方法がひとつだけあることを、再度確認しておきたい。それはイラク派兵を取りやめることである。（田巻一彦）

【資料1】 連合軍暫定当局命令第17号

< 連合軍、外国連絡代表部及びこれら人員並びに  
契約者の法的地位 >

第1章 定義

- 1) 連合軍人員とは、連合軍司令官または付属文民を含む連合軍に雇用された部隊に配属され、もしくはこれらの指揮下にある非イラク人の軍人及び文民のすべて、及びCPA長官の下に配属されるかその指示もしくは統制の下にある非イラク人の軍人及び文民のすべてを言う。
- 2) 外国連絡代表部人員とは、CPAの監督の下でイラク外務省によって外国連絡代表部人員としての身分証明書を発行された個人を言う。
- 3) 法的手続きとは、刑事、民事、行政、その他のいかなる性質のものであるかを問わず、イラクの裁判所もしくはイラクの組織体によって行われる、逮捕、訴訟のすべてを言う。
- 4) 出身国とは、連合軍の一部として人員もしくは外国連絡代表部人員を提供している国を言う。
- 5) 連合軍契約者とは、契約に従い、連合軍もしくはCPAに対し、あるいはそれらに代わって物品及び役務もしくはそのいずれかを供給する、通常はイラクに居住しない非イラクの事業体もしくは個人を言う。
- 6) 連合軍下請契約者とは、契約に従い、連合軍契約者に対し、あるいはそれらに代わって、かつ連合軍もしくはCPAの活動に関して、物品及び役務、もしくはそのいずれかを供給する、通常はイラクに居住しない非イラクの事業体もしくは個人を言う。

第2章 連合軍及び外国連絡代表部人員

- 1) CPA、連合軍、外国連絡代表部人員及びこれらの財産、資金及び資産は、イラクの法的手続きを免除される。
- 2) すべての連合軍人員及び外国連絡代表部人員は、イラク領土内において、連合軍人員及び外国連絡代表部人員に適用可能なイラクの法律及びCPA長官によって発布される規則、命令、覚書及び告知を尊重しなければならない。
- 3) 外国連絡代表部人員は、イラクの法的手続きを免除される。
- 4) すべての連合軍人員は、専ら出身国の法管轄に服するものとし、イラクの刑事、民事及び行政上の法管轄並びに出身国の代理として行動する以外の者による如何なる形態での逮捕、拘禁等をも免除される。ただし、連合軍が、連合軍人員による深刻な違法行為を防止する措置をとり、もしくは

は、自己もしくは他者に傷害を与える危険性がある連合軍人員を、出身国の適法な当局に速やかに引き渡すまでの間、一時的に拘束することは妨げられない。かかる状況においては、被拘束者が所属する派遣団の司令官に速やかな通知がなされなければならない。

- 5) 出身国においては刑事罰の対象とならないがイラク刑法に違反する行為を行った連合軍人員については、CPAは、当該行為をイラクの法律に従って裁くために、出身国による法管轄権の放棄を要請することができる。この場合、いかなる法的手続きも長官の文書による許可なしに開始してはならない。

第3章 契約者

- 1) 連合軍契約者及び連合軍下請契約者並びにこれらに雇用されたもので通常はイラクに居住しない者は、連合軍もしくはCPAに關係する契約条件にかかる事項に関しては、イラクの法律に服さないものとする。通常イラクに居住する以外の連合軍契約者及び連合軍下請契約者は、当該契約との関係でなされる、雇用、営業、法人化に関する許認可及び登録に関しては、イラクの法律及び規則に服さないものとする。
- 2) 連合軍契約者及び連合軍下請契約者並びにこれらに雇用された通常はイラクに居住しない者は、当該事業者と連合軍もしくはCPAとの契約及び下請け契約の条件を履行するための公式の活動に関しては、法的手続きを免除される。
- 3) 連合軍契約者及び連合軍下請契約者並びにこれらに雇用された通常はイラクに居住しない者が、事業者と連合軍もしくはCPAとの契約及びそれらの下請け契約の条件を履行するための公の活動以外においてなした作為もしくは不作為に関する、イラク当局もしくはCPAの法的手続きは、CPA長官の文書による許可なしに開始してはならない。

第4章 法的手続きの免除期間

本命令によって、連合軍人員、外国連絡代表部人員、連合軍契約者、連合軍下請契約者及びこれらに雇われた通常イラクに居住しない者に対して与えられる法的手続きの免除は、CPAの権限が存在する期間における彼らの作為もしくは不作為に関してのみ有効である。

第5章 法的免除と管轄権の放棄

- 1) 連合軍人員、外国連絡代表部人員、連合軍契約者、連合軍下請け契約者並びにこれらに雇われているもので通常イラクに居住しない者に対する法的手続きの免除は、關係する個人の利益のために付与されるものではなく、したがって出身国によって放棄することができる。
- 2) 連合軍人員及び外国連絡代表部人員に関する法的管轄権の放棄の要求は、夫々の出身国に対して行われる。
- 3) 本命令第3章に定めた連合軍契約者、連合軍下請契約者及びこれらに雇われた通常イラクに居住しない者の法的免除の放棄の要求は、当該契約者と契約關係にある出身国に対して行われる。

第6章 賠償請求

- 1) 通常イラクに居住するか否かにかかわらず、連合軍人員もしくはそこで雇用された者が引き起こし、もしくはそれらに責を帰すべき、財産の損失、損害、傷害、疾病もしくは死亡を含む損害に対する第三者の賠償請求は、戦闘作戦に関連するものを除いて、連合軍人員、財産、活動あるいはその他の資産が賠償請求の対象となる損害を引き起こしたと疑われる出身国に対して、当該出身国の法律に準じた方法によって提出され、処理されるものとする。
- 2) 外国連絡代表部人員が引き起こしたか、もしくはそれらに責を帰すべき、財産の損失、損害、傷害、疾病もしくは死亡を含む損害に対する第三者の賠償請求は、人員、財産、活動あるいはその他の資産が賠償請求の対象となる損害を引き起こしたと疑われる出身国に対して、当該出身国の法律に準じた方法によって提出され、処理されるものとする。

第7章 発効

本命令は、署名日を持って発効する。

2003年6月27日

連合軍暫定当局長官

L. ポール・ブレマー

(訳:ピースデポ)

## 【資料2】クウェート国における日本国の自衛隊等の地位に関する 日本国政府とクウェート国政府との間の交換公文(本文・抄)

- 1 (a) 部隊隊員とは、日本国の防衛庁の自衛官以外の者を含む自衛隊員であって、この取極に関連してクウェート国に派遣され、かつ、クウェート国政府の同意を得てクウェート国に適法にあるものをいう。
- (b) 支援職員とは、日本国の内閣府の職員であって、この取極に関連してクウェート国に派遣され、かつ、クウェート国政府の同意を得てクウェート国に適法にあるものをいう。
- 2 (a) 両政府は、この取極をそれぞれの国の法令に従って実施する。両政府は、この取極を実施することがそれぞれの国の法令に反しないことを確認する。
- (b) 隊員及び支援職員は、3の規定に基づく特権及び免除を害されることなく、クウェート国の法令及び伝統を尊重するものとし、クウェート国の国内問題に介入しない義務を有する。
- 3 部隊隊員及び支援職員は、クウェート国の領域において、1961年4月18日の外交関係に関するウィーン条約(注)に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除をクウェート国により与えられる。
- 4 日本国政府により雇用される契約者、企業の職員及びクウェート人は、民事及び刑事に関してクウェート国の司法当局の管轄に服する。
- 5 (a) いずれか一方の政府の職員又はいずれか一方の政府が所有する財産がクウェート国の領域において傷害(死亡をもたらした傷害を含む)を受け、又は損害若しくは損失を被り、かつ、これらの傷害、損害又は損失が他方の政府の職員のこの取極に関連する公務の遂行中の作為又は不作為から生じた場合は、当該他方の政府は、当該一方の政府に対して公正かつ合理的な賠償を行う。部隊隊員又は支援職員によるこの取極に関連する公務の遂行中のものではない作為又は不作為であって、傷害、損害又は損失を生じさせたものに起因する請求権をクウェート国が有する場合は、日本国政府は、相互主義に基づき、クウェート国が当該請求書に関して得られた判決の履行を確保することを支援するよう努める。(略)
- (b) クウェート国政府は、部隊隊員又は支援職員によるこの取極に関連する公務の遂行中の作為又は不作為であって、傷害、死亡、損失又は傷害を生じさせたものにつき又はこれらに関連してクウェート国の領域において生じる第三者の請求権を自国の法令に従って処理し、解決する。日本国政府は、そのような請求権に関し、クウェート国政府に対して公正かつ合理的な賠償を行う。
- (c) 日本国政府は、相互主義に基づき、部隊隊員又は支援職員によるこの取極に関連する公務の遂行中のものではない作為又は不作為であって、傷害、死亡、損失又は損害を生じさせたものに起因する請求権を有する第三者が、当該請求権に関して得られた判決の履行を確保することを支援するよう努める。
- 6 身分証明書に関すること(略)
- 7 空港使用料の免除など(略)
- 8 租税の免除(略)
- 9 自衛官である部隊隊員は、日本国の自衛隊の制服を着用することができる。自衛官である部隊隊員は、公務の遂行中に命令に基づきその使用が許可されることのある武器を所持し、又は携行することができる。
- 10 クウェート国政府は、いつでも部隊隊員及び支援職員のクウェート国からの撤退を要請することができる。日本国政府は、クウェート国政府に通告した後に、いつでも部隊隊員及び支援職員を撤退させることができる。
- 11 この取極の解釈又は実施から生じる両政府間のいかなる紛争も、専ら両政府によって協議及び交渉を通じて解決される。
- 12 この取極は、十二箇月間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対して少なくとも六箇月の予告をもってこの取極を終了させる意思を通告しない限り、自動的に更に十二箇月ごとに更新される。この取極の終了は、この取極の実施から生じることのあるいかなる事項についても適用される5の規定の実施に影響を及ぼすものではない。

### (注【ウィーン条約に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除】

#### 第37条

- 2 使節団の事務及び技術職員並びにその家族の構成員でその世帯に属するものは、接受国の国民でない場合又は接受国に通常居住していない場合には、第二十九条から第三十五条までに規定する特権及び免除を享有する。ただし、第三十一条1に規定する接受国の民事裁判権及び行政裁判権からの免除は、その者が公の任務の範囲外で行なつた行為には及ばない。前記の者は、また、最初の到着にあたって輸入する物品について、第三十六条1に規定する特権を享有する。

#### (第29条から第35条までに規定する特権及び免除)

第29条 身体の不可侵。

第30条 個人的住居、書類、通信、財産の不可侵。

第31条 1 外交官は、接受国の刑事裁判権からの免除を享有する。外交官は、また、次の訴訟の場合を除くほか、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を享有する。

(略)

4 外交官が享有する接受国の裁判権からの免除は、その外交官を派遣国の裁判権から免れさせるものではない。

第32条 裁判権の免除の放棄

第34条 租税などの免除

第35条 人的・公的役務、軍事上の義務の免除。



## 小型核兵器の研究解禁

# 米政府、「この機会を逃がすな」

以下は、米エネルギー省・国家核安全保障局(NNSA)のブルックス局長が、核兵器の研究・開発を行っている3つの国立研究所に宛てた覚書である。2004会計年度国防認可法における小型核兵器の研究開発禁止条項の撤廃を受け、規制撤廃を支持してきた国立研究所に謝意を述べるとともに、「この機会を最大限に活用」するよう協力を求めた。全訳を掲載する。

エネルギー省  
国家核安全保障局(NNSA)  
2003年12月5日

覚書送り先:

ロスアラモス国立研究所  
ピート・ナニョス所長  
ローレンス・リバモア国立研究所  
マイケル・アナスタシオ所長  
サンディア国立研究所  
C・ポール・ロビンソン代表

発信者: リントン・F・ブルックス局長

主題: 2004会計年度国防認可法

2003年11月24日、ブッシュ大統領は2004会計年度国防認可法に署名した。同法

3116項により、新しい低威力核兵器の生産に繋がらぬ研究・開発を行うことをエネルギー長官に禁じていた1994年の法律(公法103-160第3136項、いわゆるPLYWD規制)が撤廃された。政府は、核兵器の研究・開発におぞましい影響を与えていた同規制を取り除こうと努めてきた。

政府を代表して、貴殿および貴殿のスタッフに対し、この重要な取り組みを支持してきたことに感謝の意を述べたい。我々は今、さまざまな技術的オプションを自由に探求することができる。これにより、アイデアによっては、曖昧で恣意的な規則を意図せず破ってしまうのではないかと心配することなく、我々の抑止力や、新しい、または、現れつつある脅威に対する対応力を高めることが

できる(むろん、低威力・その他に関わらず、あらゆる核兵器の実験・取得・配備、あるいは兵器の工学的開発あるいはそれに続く段階の開始には議会による承認が必要である)。

この方向で、貴殿の設計チームが、我が国の防衛に寄与する先端概念について検討するために、国防省と密に協力するよう求める。このような研究における潜在的な重要分野には、化学生物剤の破壊や付随的被害の軽減が含まれる。

さらに、考える原子力の軍事的応用についての我々の理解において、過去10年間に生じたかもしれないギャップを確実に埋めるべく、我々はこの機会を最大限利用しなければならない。他国の開発するまったく新しい概念の核兵器が、我々を技術的に驚かせるようなことがあってはならない。

核兵器の研究・開発におけるPLYWD規制の撤廃は、ある意味では、21世紀の安全保障における必要性を満たすべく、政府の「核態勢見直し」の勧告に従って保有核兵器問題に対処しようとしている我々の努力を議会が承認したことを意味する。我々はこの機会を逃してはならない。(訳: 市岡真之、ピースデポ)

## 小型核兵器をめぐる国会討議

小型核兵器の研究開発禁止条項の撤廃を盛り込んだ2004会計年度米国防認可法の成立(2003年11月24日)を受け、第158回特別国会ならびに閉会中の衆院イラク支援特別委と参院外交防衛委において、小型核問題に関する答弁が行われた。質問を行ったのは、民主党の岡田克也、江田五月、前原誠司、齋藤勁議員であった。

2003年11月25日の衆院予算委において、政府の見解を質した岡田議員に対し、首相は明確な回答を避けた。翌26日の参院予算委では、江田議員からの同様の質問に対し、川口外相が「研究のみで開発ではない」核実

験再開には繋がらない」日本は懸念を表明している」などと説明した。12月15日の衆院イラク支援特別委員会では、前原議員の質問に対し、首相は、「(小型核に関する)いろいろな議論は結構」と発言し、また、米国への直接の懸念表明に消極的な態度を示した。翌16日の参院外交防衛委員会では、齋藤議員が前日の首相答弁を非難した。川口外相はそれまでと同様の説明を繰り返した。

以下に、国会議事録からそれぞれの答弁の一部を抜粋する。(中村桂子)

第158回国会衆議院予算委員会(2003年11月25日)

岡田克也議員 「(略)きょうの新聞では、核の問題ですけれども、小型核兵器をアメリカが予算をつけたと。日本の伝統的な外交の中ではやはり核軍縮というのは非常に大きなウエートを持ってきたと私は思うんですね。しかし、この話も、最近、アメリカが公然と小型核兵器の開発を進めるといことについて日本政府がどう述べたかというのはいま聞きません。

つまり、いろいろな問題が、今まで日本外

交が戦後築いてきた、対中東、対ASEAN、あるいは核軍縮、あるいは対中国、そういった問題がこの日米の陰に隠れて非常におざなりになっていて、これでもしブッシュ大統領がかわるようなことがあったら、日本外交に何にも残りませんよ。そういったことについて、総理、どう考えておられるんですか。余りにもバランスが崩れていると思いませんか。いかがですか。」

小泉首相 「私は、民主党の方がバランスが崩れていると思います。対米協力を対米追従と言ってみたり、ブッシュ政権を危

険な政権だと言ってみたり、アフガニスタン、テロへの対策、これは必要だと言いながらテロ特措法に反対してみたり。今回のイラクの問題についても、イラク復興支援、人道支援、日本が進めていく。アメリカ政府を非難するけれども、なぜテロリストを非難しないんですか。なぜフセイン政権が問題があったといことと言わないんですか。私は、むしろ民主党の外交感覚を疑っている。これでどうして日米同盟、国際協調体制を築いていける

10ページへつづく → ◆

# 新アジェンダ決議、日本決議 など、本会議で採択

12月8日、国連総会本会議は、第一委員会を通過した軍縮関連決議案の投票を行った。新アジェンダ連合(NAC)提出の「非戦略核兵器の削減」は、賛成128、反対4、

棄権43で採択され(決議58/50)。「核のない世界へ:新アジェンダ」は、賛成133、反対6、棄権38で採択された(決議58/51)。日本政府が提出した「核兵器完全廃棄への道程」は、賛成164、反対2、棄権14で採択された(決議58/59)。いずれも、投票パターンは第一委員会と変わらない(本誌199号参照)(中村桂子)

.....

◆◀ 9ページからつづく

んですか。」

岡田議員 「私の質問には全く答えてもらっていないんですね。(略)」

第158回国会参議院予算委員会(2003年11月26日)

江田五月議員 「(略)こうした事態が悪化する中でアメリカが小型核兵器の開発に乗り出したと、研究開発ですかね。小泉総理はこれは、アメリカの小型核兵器の問題は、予算化するというわけですが、これは賛成なんでしょうか、それともやめるように言うつもりがあるんですか。(略)」

川口外相 「まず、アメリカの小型核兵器の開発の問題ですけれども、この間、その授權法で認められたということは、これは研究でございます。それで、その法律にはきちんと研究の後のステージ、例えば開発ですとか生産ですとか、そういうところに行くときには新たに議会の承認が必要であるということが書いてあるわけでございます。

アメリカ政府は、核の実験のモラトリアムを引き続き維持をしていくということをおっしゃって、この小型核兵器の研究について政府として問い合わせをされましたときに、このモラトリアムをやめるつもりはないということをおっしゃって、したがって核実験の再開につながるものではない、直接つながるものではないということをおっしゃっていました。

日本政府としては、この小型核兵器の研究については、これは様々な懸念があるわけございまして、その懸念につきましては、これは米政府にきちんと伝えてございます。どういう懸念があるかといいますと、例えば我が国が大事に思っている核軍縮、あるいは核の拡散、これにつながる、悪い影響を与える、不拡散に悪い影響を与える、こういった懸念、そういったことを念頭に置いてほしいということは伝えてございます。」

江田議員 「テロが世界的にずっと拡大しているような、そういう状況の中でアメリカが小型核兵器の研究開発に乗り出すと、研究だけで開発はしない、それはにわかには信じられないですよな。」

もう一遍小泉首相に振りますが、あなたは今、川口外務大臣に答弁を指示しましたが、小泉さん自身はこの問題について答えられる気持ちはないんですか。」

小泉首相 「いや、事実関係はよく外務大臣の方が御存じです。(略)

核兵器廃絶に向け日本が努力していると

いうことはお認めいただいていると思いますし、これからもそういう点に関しては日本としても更に努力をしていかなきゃならない。また、唯一の被爆国として、日本の核の問題に対する考え方も理解してもらいように、より一層努力をしていかなきゃならないと思っております。」

第158回国会衆議院国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動当に関する特別委(2003年12月15日)

前原誠司議員 「(略)アメリカが小型核というものを、今までは研究段階でしたけれども、実際問題、予算もつけて、これから開発に踏み切ろうとしていますね。この間、日本は国連に対して大量破壊兵器の全廃に対する決議を出して、そして、その提案国になりました。アメリカはその決議に反対をした。

この小型核の研究から、実戦に使うことを前提としての開発、これに踏み切ったことに対して総理はどう思われるか。」

(略)

小泉首相 「小型核兵器については、研究をしたい。しかし、これは開発までにはアメリカはたしか議会の了承を得る必要があると思っています。その議会の了承をまだ得ていませんね。いろいろな議論があるのは、私は結構だと思っています。」

前原議員 「いろいろな議論があるのは結構だ、そんなのききなことを言っているんですか。大量破壊兵器をなくしていくという国連決議の提案国になっているんですよ。しかも、唯一の被爆国。その中で、いろいろな考え方があって結構なことじゃないですか。私は、そんな軽々しく答弁されるような話じゃないと思いますよ。」

つまりは、やはりそれに対しては懸念を持っている、アメリカに対してはやはり核は使っちゃいけないものなんだということをしつかり言う、それが日本の総理としてのあるべき立場じゃないですか。」

小泉首相 「それについては、はっきり懸念を持っているということをおっしゃっています。」

前原議員 「だれに表明しているんですか。ブッシュ大統領に会ったときに、直接それは言うんですか、言ったんですか。(略)」

(略)

川口外相 「(略)これについては外交チャンネルで懸念をお伝えしているところでございます。」

(略)

小泉首相 「外交の問題ですから、日本には外務省もあるわけです。…そういう問題は話し合ったことはありませんが、外務省を通じて、アメリカの国務省なりに日本の懸念を表明していると、そういうのは話題になっていません、今のところ。」

前原議員 「(略)しつかりとそれだけの人間関係を築いておられるということの自負を持っておられるのだったら、御本人がおっしゃるべきじゃないですかということをおっしゃって、総理に聞いているんですよ。(略)」

第158回国会参議院外交防衛委員会(2003年12月16日)

齋藤勤議員 「(略)昨日のもう一つ…気になる質疑で、…アメリカが、言ってみればこの小型核兵器開発問題についていろいろ議論なり研究開発をされていることについて議論があるのはいいことだと…言っていますが…我が国として核廃絶、核兵器を廃絶をしていくんだということについての立場に立つならば、いいことだということについての私は答弁というのではないと思うんですね。(略)」

福田官房長官 「(略)それについて、それはそういうものが存在をするということになるとそれは新たな脅威を生むという、そういう観点から慎重にという趣旨でもって総理は言われたんだろうというように私は理解しておりました。」

齋藤議員 「慎重にというのは、だからいいことだというのは前向きになっていくんですよ。(略)これはやっぱりためらい、抑制するという立場に立たなきゃいけない、我が国の国是としましては、そういう立場なんだろうと、今の小泉内閣は、そのことをお尋ねしたいんです。」

川口外相 「(略)委員おっしゃるように、我が国にとって究極的に核をなくしていくことは非常に大事な考え方として軍縮会議等々の場で積極的にイニシアチブを取ってきております。これにつきまして、こういう米国の意思決定が、国際社会が今持っている様々な懸念、我が国も含めてですが、そういうことの認識をちゃんとしてほしいという話も米国には我が国の懸念として伝えてあります。(略)」

# ビキニ水爆被災50周年によせて

## 自由連合協定にみる マーシャル諸島共和国の今

### -- ミサイル基地と核実験補償

竹峰誠一郎

本年は、第五福竜丸が、太平洋中西部のマーシャル諸島ビキニ環礁の東方海域で、米の水爆実験「ブラボー」によって被災し、原水爆禁止運動の出発点となった、あのビキニ水爆被災から50周年である。ビキニ水爆被災50周年の幕開けにあたり、本稿では、ビキニ水爆被災の核実験場であったマーシャル諸島共和国(RMI、現人口5万人強)の今を探るべく、ミサイル基地と核実験補償に絞って概観する。

マーシャル諸島は、1986年に米国を施政権国とする国連信託統治領の戦略地区から、マーシャル諸島共和国として独立した。他方、RMIは、独立と同時に米国との間で(旧)自由連合協定を締結し、米とは特別な関係を継続している。昨年には、改訂版自由連合協定が締結された。

RMIは、自由連合協定にもとづき、米国側に軍事・安全保障上の権限を委譲している。RMIは、米国の軍事・安全保障上の権限に反しない範囲で、外交権と国内の自治権を有している。一方、米国は(信託統治時代からの)軍事・安全保障上の既得権益を確保し、RMIへ財政援助を行っている。

マーシャル諸島のクワジェリン環礁には、米軍基地がおかれている。クワジェリン米軍基地は、ミサイル開発の

実験場となっている。米国のミサイル防衛システムの実験の際には、ここから、米本土から打ち上げたミサイルを打ち落とす、迎撃ミサイルが発射されることが多い。今回の改訂版自由連合協定によって、米国はこのクワジェリン米軍基地をさらに50年間使用できるようになった。

自由連合協定には核実験補償規定もある。マーシャル諸島では、ビキニ水爆被災をはじめ、1946年から58年にかけて67回に及ぶ原水爆実験が実施されたからである。同177項のなかで、米国は核実験被害とそれに対する補償責任を受諾している。旧自由連合協定の時には、177項の実施協定が併せて締結され、米国は一部の地域への核被害を認め、RMI政府へ1.5億米ドル拠出した。それをもとに、「マーシャル諸島核賠償基金」が創設されて、健康管理事業、食糧援助、疾病に対する補償金、(4つの地方自治体への)補償金などが実施されてきた。

しかし「マーシャル諸島核賠償基金」の残高は昨年5月現在、わずか約950万米ドルにすぎず、現行の補償制度の継続に黄色信号が灯っている。RMI政府は、2000年に核実験補償の追加的措置を求める請願を米議会へ提起した。昨年9月ヒバクシャらは、マーシャル諸島の米大使館前に集結して、健康管理事業などの核実験補償の継続を訴えた。しかし米国からは、現在までゼロ回答である。昨年締結された改訂版自由連合協定では、177項自体は継続されているものの、その実効性を確保する実施協定は締結されなかった。

ビキニ水爆被災50周年は、いつもはあまり注目されない核実験場とされたマーシャル諸島の今に目を向ける機会であって欲しい。そこには、大国の動向を追うだけでは見えてこない、安全保障問題の一面が見えてこよう。

### ◆ ← 12ページからつづく

12月18日 石破防衛庁長官、イラク復興支援特措法に基づく陸上、海上、航空各自衛隊の活動を定める実地要綱を策定、首相の承認を得て、正式決定。

12月18日 イラン政府、核査察強化に向けたIAEAの追加議定書に調印。

12月19日 政府、安全保障会議と閣議で、米が開発・配備しているMDシステムの04年度からの導入を正式決定。(本号参照)

12月19日 石破防衛庁長官、イラク復興支援特措法に基づき、空自先遣隊にイラクでの空輸活動に当たるよう派遣命令。(本号参照)

12月19日 ブッシュ米大統領、リビアがすべての大量破壊兵器の廃棄を約束し、国際機関による即時査察の受入れに合意したとの声明を発表。

12月23日 韓国国防省、イラクに戦闘兵を含む3千人を追加派遣で米側と合意と発表。

12月27日 イラクで人道物資などの空輸業務を行う空自先遣隊第一陣がクウェート入り。28日、第二陣がクウェート入り。

12月27日 IAEAの査察団がリビアを訪問、過去の核兵器開発計画などに関する査察に着手。29日、ウラン濃縮施設の存在を査察団が確認、IAEA発表。

12月27日 北朝鮮、中国の王毅外務次官との協議で、次回6カ国協議が「来年の早い時期に開

催されるよう努力する」とで一致。

12月29日 リビアの最高指導者カダフィ大佐、同国訪問中のエルバラダイAEA事務局長と会談、大量破壊兵器の放棄を確約。

12月30日 有事法制の一環として策定中の「米軍行動円滑化法案(仮称)」など関連4法案の骨格が明らかに。

12月31日付 リビアが03年10月上旬、濃縮ウラン製造に必要な遠心分離機の部品を貨物船で輸入を試みるも、米英などの臨検で阻止されていたと判明。

1月5日 米國務省のエレリ副報道官、次回6カ国協議に関して、北朝鮮だけが前提条件をつけていると非難し、これを撤回するよう求める。

### 沖縄

12月8日 米軍嘉手納基地で、同基地所属のF15戦闘機2機が緊急着陸。

12月11日 日米両政府、日米合同委員会で在沖米軍基地7件の施設整備を合意。

12月15日 DOD、普天間代替施設をめぐって日米の環境保護団体がジューゴンの保護を求めた訴訟で、「建設主体は日本政府」と訴えの却下を要求。

12月16日 茂木沖縄相、閣議後会見で、普天間代替施設について、「民間区域も不可分一体のものととして防衛施設庁が整備する」と発表。

12月16日 嘉手納基地で、同基地所属のF15戦闘機3機が緊急着陸。

12月17日 県議会、キャンプ・ハンセン内に建設予定の都市型戦闘訓練施設の撤回を要求する抗議決議案など全会一致で可決。「イラク派遣反対」意見書は否決。

12月18日 国・県・関係市町村による跡地対策協議会会合で、キャンプ桑江北側の汚染土壌について「国が地権者と調整の上、適切な措置を講ずる」と確認。

12月19日付 勝連町WBで、米海軍棧橋の拡張工事に伴うくい打ち設備の準備工事始まる。

12月19日 政府、県、名護市が普天間移設問題を話し合う代替施設建設協議会会合開催。代替施設の事業主体を防衛施設庁とすることを内閣府が県に正式報告。

12月24日付 県警の発表による1月～11月の米軍構成員等による犯罪件数は103件、摘発122人。犯罪件数、摘発人員ともに9年ぶりに100件超。

12月31日付 海兵隊太平洋軍司令部のグレグソン司令官、世界的な米軍の再編計画での在沖米軍の位置について「大きな変化があるとは思わない」。

1月1日付 日米地位協定に関する政府の基本解釈となる機密文書「地位協定の考え方」を12月31日までに琉球新報社が入手、全容明らかに。

総会記念  
イベント

ビキニ水爆被災50周年  
研究集会

1部: マーシャル諸島現地報告  
メアリー・シルク(マーシャル諸島短期大学核研究所所長)  
中原聖乃(神戸大学大学院総合人間科学研究科)  
竹峰誠一郎(早稲田大学大学院アジア太平洋研究科)  
2部: パネル討論「ビキニ水爆被災」が問いかけるもの  
司会・コーディネーター: 豊崎博光

日時 2月21日(土)  
13:30 ~ 17:30

会場 日本青年館  
会議室503

http://www.nippon-seinenkan.or.jp/

「ビキニ50周年」事前研究会  
1月31日(土)15:00~18:00  
場所: 明治学院大学白金キャンパス本館9階、91会議室  
連絡先: 「ビキニ水爆被災50周年研究集会」実行委員会事務局  
(竹峰)080-3637-9736

ピースデポ総会は  
2月22日(日)青山  
「こどもの城」で  
開催します。

時間: 13:00(受付)  
13:30 ~ 16:00

地域ポスト会議: 10:00 ~ 11:30

会場: 東京都渋谷区神宮前5丁目53-1  
JR渋谷駅から徒歩10分。国連大学隣。

http://www.kodomono-shiro.or.jp/access/index.html

日誌

2003.12.6 ~ 2004.1.5

作成: 中原聖乃、中村桂子

ASEAN = 東南アジア諸国連合 / DOD = 米国防総省 / DOE = 米エネルギー省 / IAEA = 国際原子力機関 / MD = ミサイル防衛 / WB = ホワイトビーチ

12月7日付 米紙ワシントン・ポスト、旧ソ連のモルドバ東部で、放射性物質を撒き散らす「汚い爆弾」を搭載した改造型ロケットが多数行方不明と報道。

12月8日 経済産業省、日本原燃が申請していた高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設(青森県六ヶ所村)の増設を許可。

12月8日付 「第5福竜丸」の故久保山さんの遺体組織の一部が米国で病理標本となったことが、DOE核実験公文書館の内部文書で判明。

12月9日 政府、イラク復興支援特措法に基づく自衛隊派遣などの「基本計画」を閣議決定。陸自のイラク南東部派遣を明記。

12月11日 小泉首相、日・ASEAN首脳会議で、東南アジア友好協力条約(TAC)加盟を正式表明。

12月11日 ミサイル防衛庁、海上のイージス艦から発射した迎撃ミサイル(SM3)で中距離弾道ミサイルを打ち落とす実験をハワイ上空で実施、成功と発表。

12月11日付 韓国の中央日報、北朝鮮の寧辺

「危険な  
原子力空母の  
母港を止めよう」

1部: 300円

「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」が発足5周年の活動の成果をまとめた新しいパンフレットを作成しました。注文は右記まで。

発行: 2003年11月12日  
連絡先: 呉東・小林法律事務所  
〒238-0008 横須賀市大滝町1-26  
清水ビル3階

TEL: 046-827-2713  
FAX: 046-827-2731

にある核再処理施設の放射化学研究所のボイラーから煙と水蒸気が出ているのが最近確認されたと報じる。

12月12日 政府、「テロ対策関係省庁会議」を開催、国内でのテロ防止への総合的な対処指針を決定。内閣官房に「水際危機管理チーム」など新設。

12月14日 連合国暫定当局(CPA)米軍がフセイン・イラク元大統領を出身地の北部ティクリット近郊で拘束と発表。

12月15日 北朝鮮の労働党機関紙「労働新聞」6カ国協議に関連して「米国が望む核の完全撤廃に応える準備が整っていると表明。朝鮮通信(東京)の報道。

12月15日 ワシントンの航空宇宙博物館で広島に原爆投下した「エノラ・ゲイ」の一般公開が始まる。日本の被爆者団体や米市民団体が抗議。

11ページへつづく➡◆

今号の略語

BMD = 弾道ミサイル防衛  
CD = ジュネーブ軍縮会議  
CPA = 連合国暫定当局  
CTBT = 包括的核実験禁止条約  
DPRK = 朝鮮民主主義人民共和国  
ICC = 国際刑事裁判所  
MD = ミサイル防衛  
NNSA = 国家核安全保障局  
NPT = 核不拡散条約  
UAV = 無人機  
UN = 国際連合

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に  
参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、市岡真之、大澤一枝、竹峰誠一郎、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、梅林宏道